

Toppa! Smart Wi-Fi サービス契約約款

株式会社Hi-Bit

第1章 総則

第1条 (総則)

1. 株式会社Hi-Bit (以下「Hi-Bit」といいます) は、「Toppa! Smart Wi-Fi サービス契約約款」(以下「本約款」といいます) に従って、「Toppa! Smart Wi-Fi」(以下「本サービス」といいます) を運営します。

2. 本サービスのお客様(以下「利用者」といいます) は、本サービスにおいて、以下のサービスを利用できるものとします。

(1) Hi-Bitが提供するインターネット接続サービス「Toppa!」(以下、単に「Toppa!」) といいますが、利用者に対して第9条第1項に定める電子機器等(付属物、マニュアル等を含めて、以下「レンタル機器」といいます。ただし、電子機器等のご利用の際に必要な消耗品は除きます) のレンタルサービス(以下「レンタルサービス」といいます)。

なお、利用者は、レンタルサービスについて、本約款第二章(第9条乃至第20条) の定めに従い利用するものとします。

(2) 株式会社エコネクト(以下「エコネクト社」といいます) が提供する「Toppa! Wi-Fi by エコネクト」(以下「Wi-Fiサービス」といいます)。

なお、利用者は、Wi-Fiサービスについて、本約款第三章(第21条) の定めに従い利用するものとします。

3. 本約款は、本サービスについて、Hi-Bitと利用者との間に適用されます。なお、Hi-Bitは、Hi-Bit所定の方法により利用者に通知することにより、本約款の内容を変更することがあります。その場合、利用者とはHi-Bitとの本サービスにかかる利用契約(以下「本契約」といいます) の内容は、変更後の本約款の内容に変更されたものとします。

第2条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、Hi-Bitが登録完了通知等にて指定する日(以下「契約開始日」といいます) より開始し、Toppa!の利用契約が終了したとき、利用者が本契約を解約したとき、又は月額利用料(第4条第1項に定義します。)を含む本サービスの代金の支払いを遅滞し、もしくは本約款の条項の一にでも違反することにより、Hi-Bitが本契約を解除したときまでとします。

2. 利用者は、本契約が終了したときは、直ちにレンタル機器をHi-Bitに返却しなければならないものとします。

3. 本契約が終了したときは、同時にWi-Fiサービスの提供も終了となるものとします。

第3条 (契約)

利用者とHi-Bitとの、本サービスに関する契約日と解約日については以下の通りとします。

(1) 契約日とは、利用者が本契約の申込みを行い、当該申込をHi-Bitが確認し、承諾した日とします。ただし、利用者は、本サービスの利用を申込んだ月と同月に解約を申込みすることはできないものとします。

(2) 利用者は、本約款に別段の定めのない限り、いつでも本契約の解約を申込みことができるものとします。ただし、「Toppa!バリューSプラン」に加入している利用者が、同プランの解約を申込み場合は、本契約の解約の申込みをしたものとみなします。

(3) 本契約の解約の効力発生日（以下「解約日」といいます）については、以下の通りとなります。なお、利用者は、本サービスにおけるレンタルサービス又はWi-Fiサービスを個別に解約することができないものとします。

① 本契約の解約をHi-Bitに申し込もうとするときは、利用者はHi-Bitにその旨を電話等で連絡するものとします。

② 本契約の解約には、利用者からのレンタル機器の返却がHi-Bitにより確認されることが必要となります。

③ 上記②が、毎月25日（25日が土日祝日の場合は前営業日）までにHi-Bitにより確認できたときは、当月末日が解約日となります。毎月26日以降に確認した場合は、確認した月の翌月末日が解約日となります。

④ 上記により解約日が到来しても、本サービスの利用料に未払いがあるときは、レンタル機器が返却されたときといえども、レンタル期間中の本サービスの利用料をお支払いいただきます。

⑤ 「Toppa!バリューSプラン」に加入している利用者が、同プランの解約を申込み場合、解約日は、「Toppa!バリューSプラン」の解約日と同日とします。

第4条 (利用料)

1. Hi-Bitは、契約開始日の属する月の翌月1日より、本サービスの利用料として月額950円（消費税抜。以下「月額利用料」といいます）を利用者に課金し、利用者は、選択した支払方法により、これをHi-Bitに支払うものとします。

2. 前条第(2)号に定める解約日までの月額利用料が課金されるものとします。なお、日割計算は行わないものとします。

3. 月額利用料については、Toppa!その他Hi-Bitが提供するサービスの利用料金とともに利用者に請求されるものとします。

4. Hi-Bitは、本条第1項の定めにも拘わらず、利用者サービスとしてHi-Bitの裁量で無料期間を設定し、月額利用料の課金開始を繰り下げる（遅らせる）ことができるものとします。

5. 利用者は、無料期間中に利用者により本契約が解約となった場合、利用者が送料等の

返却費用を負担し、レンタル機器を返却するものとします（ただし、クーリング・オフ制度の適用される場合は、返却費用はHi-Bit負担とします）。

第5条（期限の利益の喪失）

利用者が、月額利用料その他の金銭債務の支払いを遅滞し、又は本約款又はWi-Fiサービス約款（第21条に定義します。）のいずれかの条項に違反したときは、Hi-Bitは本契約を直ちに解約・解除できるものとします。その場合、利用者はHi-Bitに対し、レンタル機器をすみやかに返却し、かつ、未払いの月額利用料、その他の一切の金銭債務全額を直ちに支払うものとします。なお、この場合といえどもHi-Bitの利用者に対する損害賠償の請求は妨げられないものとします。

第6条（遅延損害金）

利用者は、本契約による金銭債務の支払を遅延した場合は、Hi-Bitに対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率6%の割合にて計算した金額を、遅延損害金として支払うものとします。

第7条（個人情報保護）

Hi-Bitは本契約に関連して知りえた利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、次の各号の場合を除き、第三者に開示・漏洩しないものとします。

（1）秘密情報として個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先及び提携先（エコネクト社を含むものとします）に対し、業務上必要最小限の個人情報を提供する場合

（2）利用者の同意がある場合

（3）個人情報の統計を利用者個人を識別できない状態で第三者に開示する場合

（4）利用者もしくはHi-Bitの権利を保護する目的で、緊急に必要があるとHi-Bitが判断した場合

（5）法令等により開示が必要とされる場合

第8条（合意管轄）

Hi-Bit及び利用者は、本契約についての紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第2章 レンタルサービス

第9条（レンタル機器）

1. レンタル機器

弊社指定の無線LANルーター

2. 利用者は第20条の場合を除き、レンタル機器の変更、取替えはできないものとします。

第10条（引渡し）

1. Hi-Bit は利用者に対して、レンタル機器を利用者の指定する日本国内の場所に送付し

ます。

2. 天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力等、Hi-Bitの責によらない事情が生じたときは、Hi-Bitは、利用者にレンタル機器の送付を、その事由が終了するまで遅延した場合といえども、遅滞の責任を負わないものとします。

第11条（担保責任）

1. Hi-Bitは、利用者に対して、引渡し時においてレンタル機器が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル機器の商品性、及び利用者の使用目的への適合性については担保しないものとします。

2. 利用者がHi-Bitに対して、レンタル機器を受領後8日以内に、レンタル機器の性能につき口頭（電話等）又は書面（電子メールを含みます）による通知をなさなかった場合は、レンタル機器は正常な性能を備えた状態で利用者に引き渡されたものとします。

第12条（使用・保管）

1. 利用者は、レンタル機器を善良な管理者の注意をもって、使用・保管します。

2. 利用者は、Hi-Bitの事前の書面による承諾を得ないでレンタル機器を、改造をしてはならないものとします。

3. 利用者は、レンタル機器に貼付されたHi-Bitの所有権を明示する標識（ラベル）等を除去、汚損しないものとします。

4. 利用者がレンタル機器を本契約期間中に、レンタル機器自体又はその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害については、利用者がこれを賠償します。

5. 利用者は、転居等によりレンタル機器の使用場所を変更した場合、Hi-Bitに対し所定の手続きにより新たな使用場所を報告しなければならないものとします。ただし、利用者がToppa!の利用に関し住所変更の届出をHi-Bitにしたときは、新住所地をレンタル機器の使用場所とみなすものとします。

第13条（消耗品）

利用者がレンタル機器を使用するにあたり必要とする消耗品については、利用者の責任と費用で適宜購入するものとします。Hi-Bitは、レンタル機器関連の消耗品を提供する義務を負わないものとします。

第14条（保険）

利用者は、Hi-Bitがレンタル機器に動産保険を付保しないことを了解するものとします。

第15条（滅失、毀損）

1. 利用者が、レンタル機器を損傷、滅失、紛失した場合、直ちにHi-Bitの指定する方法にてHi-Bitに通知するものとします。

2. 利用者が利用者の責めによる事由に基づきレンタル機器を紛失・滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じとします）、損傷（第20条の保守サービス対象の場合を除きます）したとHi-Bitが判断した場合は、利用者はHi-Bitに対して、レンタル機器の損害賠償金として1セットあたり金10,000円（親機のみの場合は金6,000円、子機のみ場合は、

金4,000円)を支払うものとします。なお、当該損害賠償金をHi-Bitが受領したときは、当該レンタル機器の所有権は利用者に移転し、本契約は終了するものとします。

第16条 (国外持ち出し)

利用者は、レンタル機器を日本国内で使用するものとし、国外に持ち出してはならないものとします。

第17条 (譲渡等の禁止)

1. 利用者はレンタル機器を第三者に譲渡・転貸し、又はレンタル機器について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定することはできないものとします。
2. 利用者は、レンタル機器について、他から強制執行その他法律的、事後的侵害がないように保全するとともに、そのような事態が発生したときは、直ちにHi-Bitに通知し、かつ速やかにその事態を利用者の責任と負担により解消するものとします。
3. 前項の場合において、Hi-Bitが必要な措置をとったときは、利用者は、そのためにHi-Bitに生じた一切の費用を負担するものとします。

第18条 (返却)

1. 利用者はHi-Bitに対して、本契約期間の満了、解約、解除、その他の理由による本契約の終了後、速やかに、Hi-Bitの指定する方法にてレンタル機器を返却するものとします。なお、利用者の責めに帰すべき理由による終了のときは、利用者の費用でレンタル機器を返却するものとします。
2. 利用者が前項の義務の履行を怠った場合、利用者はHi-Bitに対し、レンタル機器の回収予定期日より実際の返還日までの期間（以下「遅延期間」といいます）に係る損害金を支払うものとします。損害金は、遅延期間1ヶ月あたり（1ヶ月に満たない期間は1ヶ月として切り上げ計算します）とした月額利用料相当の金額とします。

第19条 (ソフトウェア)

1. 利用者は、レンタル機器の一部を構成する、又はレンタル機器に組み込まれたソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」といいます）の利用にあたっては、当該ソフトウェアの使用許諾条件に同意し、遵守するものとします。ソフトウェアの著作権は、当該ソフトウェアの著作権保有者に帰属します。
2. 利用者は、ソフトウェアに関し、次の行為を行うことはできません。
 - (1) ソフトウェアを第三者に譲渡し、又は第三者のために再使用権を設定すること
 - (2) ソフトウェアをレンタル機器以外のものに使用すること
 - (3) ソフトウェアを複製、変更又は改作すること
 - (4) ソフトウェアに対してリバースエンジニアリング、デコンパイル及びディスアセンブルすること

第20条 (保守サービス)

1. Hi-Bitは利用者に対して、利用者の責めに帰すべからざる事由により、本契約期間中に、レンタル機器に性能障害が発生した場合、利用者はHi-Bit所定の方法にて通知するも

のとし、Hi-Bitの選択により、保守サービスとして、無償にて修理し、又はレンタル機器を取り替えます。ただし、以下の場合には、保守サービスの対象より除外するものとし、Hi-Bitは一切その責を負わないものとします。

(1) 使用上の誤り、Hi-Bitが認めた製品以外の製品との接続による故障及び損傷

(2) Hi-Bitから利用者への提供後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障及び損傷

(3) 火災、地震、風水害、落雷その他の天変地異、公害、塩害、異常電圧等による故障及び損傷

(4) 不当な修理や改造による故障及び損傷

(5) その他利用者の責めに帰すべき事由による故障及び損傷

2. 前項の性能障害が利用者の責に帰すべき事由のときは、Hi-Bitが性能障害の原因調査、又は取替え等の必要な処置に要した費用は、利用者が負担するものとします。

第3章 Wi-Fiサービス

第21条 (Wi-Fiサービス)

利用者は、エコネクト社が定める「Toppa!Wi-Fi by エコネクトサービス約款」(URL: <http://econnect.jp/toppa/legal.html>、以下「Wi-Fiサービス約款」といいます)に従い、Wi-Fiサービスを利用するものとします。なお、Wi-Fiサービスの提供に関して、本約款とWi-Fiサービス約款に矛盾が生じる場合、Wi-Fiサービス約款を優先するものとします。

以上

制定：2012年4月17日

改定：2013年12月10日

2014年6月18日